

平成23年(ワ)第15308号

原告 Aleph

被告 東京都他1名

準備書面(5)

2011年11月25日

東京地方裁判所民事第45部合議係 御中

原告訴訟代理人 弁護士

同

被告東京都の準備書面(2)に対する反論—その1

1 被告東京都の主張

被告東京都の主張は、結局は、「概要」や「冒頭発言」において、直接原告 Aleph を名指してはいないから、原告には名誉毀損による損害（社会的評価の低下）は生じない、とするものであり、その理由として、名指したのは「教団信者のグループ」、「オウム真理教の信者グループ」（傍点は代理人。以下同じ）たる「オウム真理教の一部の信者等」であり、『教団』及び『オウム真理教』は、いずれもその後の『信者（の）グループ』を修飾する語に過ぎず、「教団」、「オウム真理教」は警察庁長官狙撃事件の犯行主体として名指すために用いた文言ではないと言い、その上で、「本邦において、民法不法行為法は、原則として権利または法律上保護された利益を侵害された直接の被害者についてのみ

損害賠償請求を認める…」が、「直接の被害者」は、高々「概要」の文中に登場する教祖松本及び A,B,C, … H の9名に過ぎず、「教団」、「オウム真理教」、従ってまた原告 Aleph は「直接の被害者」ではない、とする。「名誉毀損の直接の被害を装った原告」とされてしまった。

2 公表の動機から

(1) 「冒頭発言」は、「概要」の公表の公益性の1つとして、「オウム真理教が、今なお、法に基づき、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められる団体として観察処分を受けていることにかんがみ、この事件の犯行主体に関する当庁の所見…」として、「オウム真理教」と「この事件の犯行主体」とを自ら結びつけている。また、公安部長自身、「概要」、「冒頭発言」公表に関する3/30記者会見の場において、

問：判断基準を示していただきたい。

答：…犯行主体について、オウム真理教の犯行であったと警視庁として判断したことを発表した。

問：繰り返しになりますが、オウム真理教以外の犯行は考えられないということよろしいですね。

答：その他の犯人はないと考えています。

と述べている。

(2) 「概要」及び「冒頭発言」を受けたマスコミの反応では、一様に「オウムのテロ」、「教団のテロ」と報じ、2010.3.30 付朝日新聞（夕刊）は「オウム名指し犯行断定」とし、また、コメント・談話としては、

・国松元長官

：結果として教団の犯行といえないだろう（2010.3.31 付読売新聞）。

：教団の犯行かわからぬ（2010.3.30 付西日本新聞・夕刊）。

・江川紹子

：教団以外の捜査をしたのか（2010.3.30 付東京新聞・夕刊）。

・中井洽・国家公安委員長（当時）

：何をやってもここ（オウム真理教）しか犯人とみなされるグループはないという確信があったと思う（2010.3.31 付北海道新聞）。

とあり、いずれも警視庁の発表が「オウム真理教」、「教団」を本件事件の犯行主体として名指したものと理解している。

3 社会的非難はどこに向かうのか

(1) 個人や団体の名称を抜きに公然と犯罪事実が摘示された場合に、当該犯罪を犯したとされるもの（個人・団体）に対する社会的非難はどこに向かうか。表現の中に個人や団体を特定できる情報が含まれていなければ、この社会的非難が向かう先はない。俗に迷路入りと言われる「被疑者不詳」でしか送致できなかった事件の場合がそうであり、犯罪（者）に対する非難は事件を解決できなかった捜査当局に向かうことになる。表現の中に個人や団体を社会的に特定できる情報があれば、社会的非難は社会的に特定される個人や団体に向かうことになる。個人や団体が特定されるか否かは、当該表現を受け取る社会が評価するものであって、表現者の内心による氏名・名称秘匿の思惑とは全く別個のものである。

(2) 警察庁長官狙撃事件を担当した警視庁公安部は、事件直後から早々と団体による組織的犯行だとし、早期に団体をオウム真理教という宗教団体ひとつに絞りをかけ、A元巡査長の「自分が撃った」との供述があって、使用されたとしていた拳銃を捜すために神田川のドブ浚いをする時も、A元巡査長の「Gに似た男にコートを貸した」との供述で2004年7月にA,B,C,Hを逮捕した時も、そして、この4名を同年9月に東京地検が嫌疑不十分で不起訴処分にした時でさえ、オウム真理教の犯行だと言い続け、それが「概要」や「冒頭発言」の公表にまで繋がっている。社会的評価の基底にはこの経過がある。本件も、オウム真理教の犯行ということで、松本サリン、地下鉄サリンなどの犯罪と同様、多数の信者が捜査の対象とされ、本事件もやはりオウ

ム真理教の仕業かと、信者間で広く疑心暗鬼を生じさせた。警視庁公安部の捜査手法は、任意であっても、A元巡査長が「自分が撃った」と自供させられるほどに執拗で厳しい。このことの傷痕は、原告 Aleph の内部にもなお残っている。

4 「オウム真理教」は単なる修飾語か

(1) 被告東京都は、「オウム真理教」や「教団」という文言は、教祖松本や A,B,C, … H の高々9名の「信者グループ」を修飾するものに過ぎないとする。果たしてそうか。

(2) 「概要」p.5 には、「2 事件発生直後、教団により作成されたピラ等の中に、教団の関与を強く示唆する内容が含まれていた」ことにつき、「…本件ピラの作成、配布は、教団の組織的な関与を疑わせる行動であると認めた」との評価が記されている。氏名の特定もないピラを配布した者が「信者グループ」に含まれていると表現していないことは明らかである。

(3) 「概要」p.10 ~ 11 には「5 事件当時 E と連絡があり、又は、その影響下にあったと認められる教団信者の中にアリバイを欠く複数の不審な者が存在すること」につき、「事件当時、E と連絡があり、その強い影響下にあったと認められる信者の中には、H の他にも犯行時間帯のアリバイを欠く者や G (…) のように不審のアリバイを主張する者が認められた」とある。この「犯行時間帯のアリバイを欠く者」というのは、明らかに上記9名以外の者を指す。アリバイのない信者への追及は厳しい。

(4) 上記(2)、(3)の他にも、「当時の教団の状況及び行動を分析した結果」として

「(1) 教団が殺人も容認する教義に則り、反対勢力等の中心人物に対する組織的襲撃を繰り返していたこと」

「…とりわけ、教団は

・坂本弁護士事件（平成元年11月）

- ・創価学会名誉会長を狙ったサリン噴霧事件（平成5年11月、12月）
 - ・サリン使用弁護士殺人未遂事件（平成6年5月）
 - ・松本サリン事件（平成6年6月）
 - ・VX使用オウム真理教被害者の会会長殺人未遂事件（平成7年1月）
- など、反対勢力のトップや中心人物に対する直接的攻撃を相次いで実行しており、これを教団の犯罪の特徴として挙げることができる。」

「(2) 教団が警察をターゲットとするテロ等を繰り返し企図、実行等していたこと」（以上、「概要」p.12）

「なかんずく、本件事件の犯行前の平成7年1月から3月にかけて、教団は以下のとおり警察をターゲットとしたテロ攻撃を企図等し、実行していた。このことから、本事件がこれら一連の警察に対する攻撃の一環として教団により敢行された疑いが強いものと認められた。（中略）

○平成7年3月～地下鉄サリン事件（以下略）（同p.13）

と、教団を主語（主体）とする文章が多数存在する。これらはいずれも「オウム真理教」を直接名指している。

(5) 以上から、「オウム真理教」が単なる修飾語でないことは明らかである。

5 まとめ

(1) 以上からすれば、警視庁公安部は誰もが本件事件が「オウムのテロ」、「教団のテロ」と理解されるように、「概要」、「冒頭発言」を公表したことは明らかであり、被告東京都の「オウム真理教」とは名指していないという主張は全くの詭弁に過ぎない。何よりも、公安部長自身が会見において、直接「オウム真理教」と名指している。

(2) 「概要」、「冒頭発言」における「オウム真理教」が、名称を変更した原告 Aleph をも指すことは、被告東京都自身、事実上認めているに等しい。警察白書の「オウム真理教が、平成19年5月に『Aleph』と『ひかりの輪』に分裂し、…」を「…『オウム真理教』が原告だけを名指していることは明らかである

ということもできない」とするからである。

- (3) 警視庁公安部が、刑事手続上は証拠関係上「被疑者不詳」のまま送致しなければならなかったのに、「概要」では教祖松本、A,B,C,… H と9名の名前を記したのは、本件がオウム真理教の犯行だとすることにハクをつけ、自分たちに対する迷宮入りだとの社会的非難を回避しようとするためだったことも明らかである。上記1の被告東京都の主張は、これを逆に利用し、できない真実性・相当性の立証を回避しようとするものである。
- (4) 原告 Aleph が、「オウム真理教」の名指しがあつて「直接の被害者」であることが明らかとなった場合、被告東京都としては、「オウム真理教による組織的テロ」とすることについての真実性・相当性に関する主張・立証をどうするのか。本準備書面(2)からは読み取ることができない。「特段反論の必要を認めない」ままとするのか。
- (5) それにしても、この程度の準備書面を作るのに、準備期間を通常の倍も要したのには、いかなる理由があつたのだろうか。いきなり最終戦争を仕掛けるような、原告 Aleph は「直接の被害者」ではないとする極シンプルな主張は、余程の深慮遠謀の結果ということであろうか。